

京都橘大学の学生の皆さんへ

オンライン授業の配布資料（動画含む）などの著作権の尊重について

教務部長 平尾 毅

京都橘大学では、新型コロナウイルスへの対策として、現在、オンライン授業を実施しています。皆さんもすでに、「オンデマンド型」もしくは「同時双方向型」のオンライン授業を受講しているはずですが、「オンデマンド型」とは、講義資料（動画を含む）、教科書等を提示し、毎回の課題で十分な指導を行うものを指します。「同時双方向型」とは、後述する Teams等のオンラインシステムを活用し、インターネット上で対面授業を行うものです。

「オンデマンド型」授業の場合、皆さんは Universal Passportにアップロードした授業資料をダウンロードすることになります。この授業資料について、授業の範囲を越えて、例えばSNS で共有したり、無断で再配布したりすることは、やめてください。授業で利用する資料のなかには、市販されている書籍の一部など、著作物として、著作権法により著作者の権利が保護されているものも含まれます。ただし、著作権法では、教育での利用など、著作者の権利をあえて制限する場合についても定められており、とくに今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、著作権管理団体からも一定の配慮を行うことが表明されています。しかし、これはあくまでも授業内での利用に限られるものであり、2020年4月に施行された改正著作権法第35条においても、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない」ことが定められています。よって、SNS での共有や再配布については違法となる可能性があり、訴訟等に発展する恐れもあります。

授業では、授業の目的を達成するために、受講生の皆さんがこれらの著作物を利用できるようにしていますが、そのことが直ちにこれらの著作物を著作権者に無断で再配布することなどを皆さんに認めているものではないことを十分に理解してください。

「同時双方向型」授業（Teams等のシステムを利用した授業）の場合、その授業を録音、録画してもよいかどうかは、教員に確認をとってください。また、録音、録画したデータを教員に無断で受講者以外に再配布することは禁止します。

また、レポートなどで、各著作物を引用したい場合は、引用ルールさえ満たしていれば問題なく活用することができます。著作権法 第 32 条で定められた行為です。詳しくは、文化庁の HP「著作物が自由に使える場合」 (https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html) に、わかりやすく説明されています。また、本学の HP に掲載している「学部生のための研究倫理教育」 (https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/ethic/pdf/2019kyoiku_student.pdf) も併せて参考にしてください。

大学での学修・研究を行う上で著作権について理解しておくことは非常に重要です。この機会に著作権に関する皆さんの理解が高まることを期待しています。

以上